

# 10月からプレミアム付 商品券の利用が可能になります



消費税・地方消費税引き上げによる低所得・子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費喚起・下支えすることを目的とし、低所得者と子育て世帯を対象に、プレミアム付商品券の発行・販売を実施します。

## 商品券を購入するには

商品券を購入するには、**名寄市プレミアム付商品券購入引換券**が必要です。  
次に該当する方で商品券の購入を希望される場合、購入引換券の交付申請が必要となります。

平成31年1月1日に名寄市に住所を有し、令和元年度の住民税が非課税である方  
(住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護受給者等を除く)

**申請方法** 持参または郵送

**申請窓口** ①市役所名寄庁舎1階特設窓口 ②市役所風連庁舎1階地域住民課 ③市役所智恵文支所

**郵送先** 〒096-8686 名寄市大通南1丁目 プレミアム付商品券担当窓口 宛て

**受付期限** 10月31日(木)※郵送の場合は当日消印有効

※申請書提出後、審査決定された非課税者へ購入引換券を送付します。

該当とならない方へは不交付決定通知書を送付します。

※対象となる子育て世帯の方は申請不要で、購入引換券が送付されます。

## 販売・利用期間

なよろ地域商品券販売事業実行委員会にて販売します。

**販売期限** 令和2年2月28日(金)※土日祝日を除く

**販売場所** 名寄商工会議所(駅前交流プラザ「よろーな」内)  
風連商工会(ふうれん地域交流センター内)

**購入時に必要なもの**

- ・名寄市プレミアム付商品券購入引換券
- ・商品券購入者の身分証明書  
(運転免許証や健康保険証など)
- ・商品券購入分の現金

**利用期間** 10月1日(火)～令和2年3月31日(火)

※利用可能店舗には「なよろ地域商品券取扱店」ステッカーが貼ってあります。

※利用可能店舗一覧は購入引換券送付時に同封します。



## 名寄市に転入された方へ

名寄市以外の自治体で発行された購入引換券をお持ちの方は、名寄市発行の購入引換券に交換できます。交換できるのは、他自治体での商品券未購入分となります。※申請書の受付はできません。

**交換申請窓口** 各庁舎プレミアム付商品券担当窓口 / **申請期限** 令和2年1月31日(金)

※交換の際には、購入引換券に記載された氏名と一致する資料や現住所地を示す資料の提示が必要です。

**問い合わせ** 名寄市プレミアム付商品券担当窓口(名寄庁舎1階) ☎01654③2111(内線3198、3199)